

## ○虎姫文化ホール施設利用料金

客席数: 288席+補助席16席	開館時間	午前8時30分 ~ 午後9時30分		
親子室あり	休館日	12月29日~1月3日		
間口15m、高さ6m、奥行6m	その他	付帯設備料金は別料金となります。		
区分		単位	単価	
会場 使用 料	ホール(本番)	入場料1,000円 未満の場合	(1)長浜市内に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥2,450
			(2)長浜市内の保育園、幼稚園、小 学、中学校が乳幼児、児童、生徒を 対象に使用する場合	¥1,230
			(3)長浜市外に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥4,890
		(4)入場料1,000円以上の場合	¥4,890	
		(5)長浜市等が主催又は共催する事業に使用する場 合	¥1,230	
	ホール(練習・準備等) (本番の1/2)	入場料1,000円 未満の場合	(1)長浜市内に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥1,230
			(2)長浜市内の保育園、幼稚園、小 学、中学校が乳幼児、児童、生徒を 対象に使用する場合	¥610
			(3)長浜市外に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥2,440
		(4)入場料1,000円以上の場合	¥2,440	
		(5)長浜市等が主催又は共催する事業に使用する場 合	¥610	
時間外割増	(6)開館時間以外の時間帯に使用する場合	上記料金 ×1.5		
ホワイエ営利用	(7)ホワイエ(ホール前廊下・ドーム部分)での物販等 の営利用	¥2,440		

○ホール(本番)…開場(客入れ)から終演までの時間。

○ホール(練習・準備等)…前日や当日の準備、リハーサル、後片付けなど。

○時間は30分を目安に1時間に繰り上げ。

○準備により占有的に使用されている場合は利用時間に加算する。

○楽屋(2室)は無料。

※料金表の具体的な解釈と適用

(2)市内の保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校が、園児・児童等を対象として保育・授業のために利用する場合。公立・私立の区別なし。

・県立長浜養護学校(今町)の小・中学部は該当。

・無認可保育園は非該当。

・PTA活動、児童生徒等を対象としない教職員・保護者・PTA等の利用は非該当。

(5)長浜市の行政委員会(市長部局や各委員会、市議会等)が主催・共催する場合。

# ○びわ文化学習センターホール施設利用料金

客席数: 300席+補助席10席	開館時間	午前8時30分 ~ 午後9時30分		
親子室あり	休館日	12月29日~1月3日		
間口14m、高さ7m、奥行9m	その他	付帯設備料金は別料金となります。		
区分		単位	単価	
会場 使用 料	ホール(本番)	入場料1,000円 未満の場合	(1)長浜市内に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥2,450
			(2)長浜市内の保育園、幼稚園、小 学、中学校が乳幼児、児童、生徒を 対象に使用する場合	¥1,230
			(3)長浜市外に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥4,890
		(4)入場料1,000円以上の場合	¥4,890	
		(5)長浜市等が主催又は共催する事業に使用する場 合	¥1,230	
	ホール(練習・準備等) (本番の1/2)	入場料1,000円 未満の場合	(1)長浜市内に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥1,230
			(2)長浜市内の保育園、幼稚園、小 学、中学校が乳幼児、児童、生徒を 対象に使用する場合	¥610
			(3)長浜市外に住所(団体又は法人 にあってはその所在地)を有するもの が使用する場合	¥2,440
		(4)入場料1,000円以上の場合	¥2,440	
		(5)長浜市等が主催又は共催する事業に使用する場 合	¥610	
時間外割増	(6)開館時間以外の時間帯に使用する場合	上記料金 ×1.5		
ホワイエ営利用	(7)ホワイエ(ホール前廊下・ドーム部分)での物販等 の営利用	¥2,440		

○ホール(本番)…開場(客入れ)から終演までの時間。

○ホール(練習・準備等)…前日や当日の準備、リハーサル、後片付けなど。

○時間は30分を目安に1時間に繰り上げ。

○準備により占有的に使用されている場合は利用時間に加算する。

○楽屋(2室)は無料。

※料金表の具体的な解釈と適用

(2)市内の保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校が、園児・児童等を対象として保育・授業のために利用する場合。公立・私立の区別なし。

・県立長浜養護学校(今町)の小・中学部は該当。

・無認可保育園は非該当。

・PTA活動、児童生徒等を対象としない教職員・保護者・PTA等の利用は非該当。

(5)長浜市の行政委員会(市長部局や各委員会、市議会等)が主催・共催する場合。